

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年8月6日

横浜市契約事務受任者  
みどり環境局長 鈴木 貴晶

1 契約の概要

北八朔町南特別緑地保全地区緊急対応業務委託

2 履行(納品)場所

緑区北八朔町1318-1 ほか(北八朔町南特別緑地保全地区内)

3 契約日

令和6年4月10日

4 履行日又は履行期間

令和6年4月10日から令和6年9月30日まで

5 契約金額

671,000円

6 契約の相手方(名称及び所在)

名称:株式会社泰山園 代表取締役 高橋 卓  
所在地:神奈川県横浜市旭区上白根町1257-16

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

令和6年4月10日に北八朔町南特別緑地保全地区内市有地の斜面上部に生えている竹が倒れ、隣接の民地内の車両を破損しました。発生時、当該民地内には誰もおらず、当該車両内も無人だったため人的被害はなかったものの、強風により倒れた竹が二次被害を起こす可能性と、同市有地内の竹が引き続き倒れる恐れがありました。当課職員が現地確認を行ったところ当該市有地内に枯れた竹が他にも多数確認できたことから、再発を防止する上で緊急対応を要する状況でした。

本件は緊急を要するため、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に基づき、随意契約を締結しました。

8 契約の相手方の選定理由

令和5年度災害協力事業者名簿に記載があり、必要な資機材や人材等を即日で確保でき、かつ、迅速に対応できるため。

9 所管課

みどり環境局公園緑地事業課